

平成27年度 市民委員会資料①

【議案第125号】

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

参考資料

新旧対照表について

市民・子ども局

(平成27年8月28日)

川崎市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>○川崎市手数料条例 昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>川崎市手数料条例 (略)</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。 (略)</p> <p>(15) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第8項に基づく個人番号カードの再交付 1枚につき 800円</u></p> <p>(16) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報提供等の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項に基づく通知カードの再交付 1枚につき 500円</u></p> <p>(略)</p> <p>附 則 第2条第16号の規定は、平成27年10月5日から施行する。第2条第15号の規定は、平成28年1月1日から施行する。</p>	<p>○川崎市手数料条例 昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>川崎市手数料条例 (略)</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。 (略)</p> <p>(15) <u>住民基本台帳法第30条の44第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付又は同条第11項の規定に基づく住民基本台帳カードの再交付 1枚につき 500円</u></p> <p>(略)</p>